

公聴会に関する事務取扱要綱

令和 6 年 5 月

川 崎 市

目 次

ページ

第 1 章 総則（第 1 条）	1
第 2 章 条例公聴会に関する手続（第 2 条～第 9 条）	1
第 3 章 法対象公聴会に関する手続（第 1 0 条・第 1 1 条）	5
第 4 章 法対象条例公聴会に関する手続（第 1 2 条）	6

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この公聴会に関する事務取扱要綱（以下「要綱」という。）は、川崎市環境影響評価に関する条例（平成11年川崎市条例第48号。以下「条例」という。）及び川崎市環境影響評価に関する条例施行規則（平成12年川崎市規則第106号。以下「規則」という。）に規定する条例公聴会、法対象公聴会及び法対象条例公聴会の運営について必要な事項を定めるものとする。

第2章 条例公聴会に関する手続

(条例公聴会において意見を述べたい旨の申出)

第2条 条例公聴会において意見を述べたい旨の申出については、次のとおりとする。

(1) 申出の資格、方法及び期限に関する事項

意見を述べたい旨の申出の資格、方法及び期限の周知は、条例第22条第2項に規定する条例見解書の公告と同時に行うこと。

(2) 申出者

条例公聴会において意見を述べたい旨の申出ができる者は、第1種行為又は第2種行為に係る条例準備書関係住民であること。

(3) 意見を述べたい旨の申出

ア 申出者は、条例第23条第1項に規定する縦覧期間内に公聴会において意見を述べたい旨の申出書（第1号様式）を提出するものとし、郵送の場合は、縦覧期間内の消印があること。

イ 公聴会において意見を述べたい旨の申出書には、規則第20条各号に掲げる事項が記載されていること。

ウ 「申出の理由及び意見の要旨」には、条例準備書及び条例見解書（以下「条例準備書等」という。）に対する環境影響評価に係る事項が、個別的かつ具体的に記述されていること。

(条例公聴会において市長が意見を聴こうとする事項)

第3条 市長が意見を聴こうとする事項は、次のとおりとする。

(1) 条例準備書等のうち、環境影響評価に係る事項

(2) 市長が特に意見を聴く必要があると認めた事項

(条例公聴会の開催)

第4条 条例公聴会の開催については、次のとおりとする。

(1) 開催の決定

条例公聴会は、条例第23条第1項の規定による申出があり、かつ次のいずれかに該当する場合に開催する。

ア 環境に著しい影響を与えるおそれがあると市長が認めるとき。

イ 条例準備書関係住民の意見を参考とする必要があると市長が認めるとき。

(2) 開催の回数及び時間

ア 条例公聴会は、1つの指定開発行為について1回とする。

ただし、条例準備書関係地域が広範囲にわたる等特別の事由がある場合は、複数回開催する。

また、条例第40条の規定により手続を併せて行う場合は、1つの指定開発行為として扱う。

イ 開催の時間は、原則として午前10時から午後4時までとする。

ウ 開催の公告に記載する事項

規則第21条に定めるもののほか、条例公聴会の運営に関する事項として、公述人の選定方法、公述時間、傍聴の手続及び条例公聴会を傍聴する者（以下「傍聴人」という。）の定員を公告する。

エ 開催する旨の周知方法

規則第21条各号及びウの内容は、次のとおり周知する。

(ア) 条例準備書関係地域を所管する区役所、支所及び出張所での掲示

(イ) 報道機関への情報提供

(ウ) 川崎市インターネットホームページへの登載

(エ) 意見を述べたい旨を申し出た者への通知

(公述人の選定等)

第5条 公述人の選定等は、次のとおりとする。

(1) 公述人の選定

公述人は、条例第23条第1項の規定による申出をした者のうちから、公平かつ適正に選定する。

ア 公述人の人数

公述人の人数は、1回の公聴会につき原則として15人までとする。

イ 公述人の選定方法

アで定める人数を超える申出があった場合は、次のとおり公述人を選定する。

(ア) 環境の保全の見地からの意見のうち、環境影響評価に係る事項が多岐にわたるように選定に配慮する。

(イ) 環境影響の程度がより大きい居住地域の者を考慮する。

(ウ) (ア) 及び (イ) により選定しがたい場合は、抽選とする。

(2) 選定の通知

ア 規則第23条第2項及び第24条2項に規定する公述人に対する通知

条例公聴会の開催の日時及び場所、公述事項、公述の方法及び時間その他公述に必要な事項を通知する。

イ 公述人に選定しなかった者への通知等

公述人に選定しなかった者へは、選定しなかった理由を付して通知する。

(3) 公述人の代理

選定した公述人の代理は、認めない。

(指定開発行為者への通知)

第6条 指定開発行為者に条例公聴会への出席を求めるとともに、条例公聴会の開催日時及び場所、公述事項、申出の理由及び意見の要旨の概要、公述の方法及び時間その他公述に必要な事項を通知する。

(参考人)

第7条 規則第25条に規定する参考人は、学識経験者等（利害関係を有する者を除く。）とする。

(条例公聴会の取りやめ)

第8条 条例公聴会の開催を取りやめる場合は、規則第26条に定めるとおり公告するとともに、第4条(2)エに規定する方法により周知する。また、条例公聴会において意見を述べたい旨を申し出た者及び指定開発行為者には、取りやめる理由を付して通知する。ただし、開催を予定していた日の前日までに公告又は周知ができない場合は、開催を予定した日に条例公聴会会場にその旨を掲示する。

(議事進行等)

第9条 条例公聴会の議事進行等は、次のとおりとする。

(1) 公述の方法

公述人及び指定開発行為者は、それぞれ次に定める方法により、誠実に意見及び見解を述べる。

ア 公述に際して、図面、プロジェクター等を使用することができる。これらの使用については、事前に申し出ること。

イ 公述の回数

公述の回数は、公述人が10人以下の場合は第3次公述まで、10人を超える場合は第2次公述までとする。ただし、必要により公述の回数を変更することができる。

(ア) 公述人が10人以下の場合

a 第1次公述

指定開発行為者は、条例準備書等のうち、環境影響評価に係る事項の概要を説明する。

公述人は、市長が意見を聴こうとする事項について、条例準備書等に対する意見を述べる。

b 第2次公述

指定開発行為者は、公述人の第1次公述に対して見解を述べる。

公述人は、指定開発行為者の第2次公述に対して意見を述べる。

c 第3次公述

指定開発行為者は、公述人の第2次公述に対して見解を述べる。

公述人は、指定開発行為者の第3次公述に対して総括的に意見を述べる。

(イ) 公述人が10人を超える場合

a 第1次公述

指定開発行為者は、条例準備書等のうち、環境影響評価に係る事項の概要を説明する。

公述人は、市長が意見を聴こうとする事項について、条例準備書等に対する意見を述べる。

b 第2次公述

指定開発行為者は、公述人の第1次公述に対して見解を述べる。

公述人は、指定開発行為者の第2次公述に対して意見を述べる。

ウ 公述人から申出があり、議長が認めた場合は、第2次公述以降又は第3次公述を省略する。

(2) 公述時間

規則第24条に規定する公述時間を設定する場合は、次のとおりとする。

ア 公述人

公述人が10人以下の場合は、1人につき原則として20分（第1次公述は10分、第2次公述及び第3次公述はそれぞれ5分）、10人を超える場合は、1人につき原則として15分（第1次公述は10分、第2次公述は5分）とする。

イ 指定開発行為者

公述人の人数及び市長が聴こうとする事項に考慮して、その都度定める。

(3) 議長の役割

議長は、規則第27条に定めるもののほか、条例公聴会において次の事項を明確にする。

ア 条例公聴会の運営方法についての説明

イ 公述人及び指定開発行為者の紹介

ウ 公述の指示

エ 参考人からの意見聴取

(4) 傍聴人の遵守事項

傍聴人は、係員の指示に従うとともに、次の事項を守り、静穏に傍聴しなければならない。

なお、これらの事項を遵守しない場合、議長の権限により退場を命ずることができる。

ア 会場における発言に対して、拍手その他の方法により賛否を表明するような行為は行わないこと。

イ ゼッケン及びたすき等の着用、旗及びプラカード等の掲出その他の示威的行為をしないこと。

ウ 会場内でのビラ等の配布はしないこと。

エ 他の傍聴人の迷惑になるような行為をしないこと。

オ 会場において撮影、録音その他これらに類する行為をしないこと。ただし、議長が特に認めた場合は、この限りでない。

カ その他会場の秩序を乱し、又は運営の妨げとなるような行為をしないこと。

(5) その他

ア 公述人にあつては公述人選定通知書を持参すること。

イ 条例公聴会の開催宣言からおおよそ10分を過ぎても1人の公述人も現れない場合は、閉会するものとする。ただし、鉄道・バス等の公共交通機関等の事由による場合は、その限りでない。

第3章 法対象公聴会に関する手続

(公述の申出)

第10条 法対象公聴会における公述の申出については、次のとおりとする。

(1) 申出者

法対象公聴会において公述の申出ができる者は、法対象準備書関係住民（法対象事業が実施されることによって環境に影響を及ぼすおそれのある地域内に住所又は勤務場所を有する者、当該地域内で農業、林業又は漁業に従事する者及び当該地域内に事務所又は事業場を有する事業者又は法人その他の団体をいう。）であること。

(2) 公述の申出

ア 申出者は、規則第46条第2項に規定する期限内に公述の申出書（第2号様式）を提出するものとし、郵送の場合は、当該期限内の消印があること。

イ 公述の申出書には、規則第46条第3項第3号各号に掲げる事項が記載されていること。

ウ 意見の要旨については、次条において準用する第3条各号に掲げる事項に該当し、具体的かつ個別的に記述されていること。

(法対象公聴会に関する手続)

第11条 第3条から第10条までの規定は、法対象公聴会について準用する。

第4章 法対象条例公聴会に関する手続

(法対象条例公聴会に関する手続)

第12条 第2条から第9条までの規定は、法対象条例公聴会について準用する。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

この要綱は、平成14年3月19日から施行する。

この要綱は、平成２５年４月１日から施行する。

この要綱は、平成２５年１２月２７日から施行する。

この要綱は、平成２９年４月１日から施行する。

この要綱は、平成３０年４月１日から施行する。

この要綱は、令和４年１０月１４日から施行する。

この要綱は、令和５年２月１７日から施行する。

この要綱は、令和６年５月７日から施行する。

公聴会において意見を述べたい旨の申出書

年 月 日

(宛先) 川 崎 市 長

郵便番号 _____

住 所 _____

ふりがな _____

氏 名 _____

電話番号 _____

(関係地域に在勤の方のみ)

勤務先名称 _____

所 在 地 _____

電 話 番 号 _____

川崎市環境影響評価に関する条例（第23条第1項・第60条第1項）の規定により申し出ます。

1 届出の区分	☐ 条例公聴会における申出 ☐ 法対象条例公聴会における申出
2 指定開発行為又は法対象事業の名称	
3 申出の理由及び意見の要旨	
(1) 意見を述べたい事項（環境影響評価に係る事項）《☒をつけてください／複数選択可》 ☐ 地球環境（温室効果ガス） ☐ 大気（大気質、悪臭等） ☐ 水（水質等） ☐ 地盤 ☐ 土壌汚染 ☐ 騒音・振動・低周波音 ☐ 廃棄物等 ☐ 水象（湧水、潮流等） ☐ 生物 ☐ 緑 ☐ 人と自然とのふれあい活動の場 ☐ 歴史的文化的遺産 ☐ 景観 ☐ 構造物の影響（日照障害、テレビ受信障害、風害） ☐ コミュニティ施設 ☐ 地域交通 ☐ 地形・地質 ☐ 安全（火災、爆発、化学物質の漏洩等） ☐ 環境配慮項目 (2) 申出の理由 (3) 意見の要旨	

注意事項

- 1 条例公聴会又は法対象条例公聴会において意見を述べたい旨の申出ができる方は、縦覧場所に掲示してある関係地域に①住所又は勤務場所を有する方、②農業、林業又は漁業に従事する方、③事務所又は事業場を有する事業者又は法人その他の団体 です。
- 2 「3 申出の理由及び意見の要旨」の欄には、意見を述べたい事項（環境影響評価に係る事項）、申出の理由及び意見の要旨（条例準備書及び条例見解書又は法対象条例準備書及び法対象条例見解書に対する環境影響評価に係る事項）について、個別的かつ具体的な意見を簡潔に記述してください。
- 3 記載いただいた個人情報は申出の内容の確認及び連絡を行う場合に利用します。また、川崎市個人情報の保護に関する法律施行条例に基づき厳重に保護・管理します。
- 4 「公聴会において意見を述べたい旨の申出書」の送付先
〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 川崎市環境局環境対策部環境評価課
電話番号 044（200）2156
- 5 申出書の提出期限
年 月 日（ ）まで（ 月 日消印有効）
- 6 ホームページからの申出について
「公聴会において意見を述べたい旨の申出」は次のホームページから行うことができます。
<https://>

公聴会における公述の申出書

年 月 日

(宛先) 川 崎 市 長

郵便番号 _____

住 所 _____

ふりがな _____

氏 名 _____

電話番号 _____

(関係地域に在勤の方のみ)

勤務先名称 _____

所 在 地 _____

電 話 番 号 _____

川崎市環境影響評価に関する条例施行規則第 4 6 条第 2 項の規定により、申し出ます。

1	法対象事業の名称	
2	意見の要旨	

注意事項

- 1 公述の申出ができる方は、縦覧場所に掲示してある関係地域に①住所又は勤務場所を有する方、②農業、林業又は漁業に従事する方、③事務所又は事業場を有する事業者又は法人その他の団体です。
- 2 「意見の要旨」の欄には、法対象公聴会開催の公告及びお知らせ（ 年 月 日付）に記載されている「意見を聴こうとする事項」について個別的かつ具体的な意見を簡潔に記述してください。
- 3 記載いただいた住所、氏名、電話番号、勤務先名称、所在地は、提出された公述の内容を確認する場合に利用します。また、川崎市個人情報の保護に関する法律施行条例に基づき厳重に保護・管理します。
- 4 「公聴会における公述の申出書」の送付先
〒210-8577
川崎市川崎区宮本町1番地 川崎市環境局環境対策部環境評価課
電話番号 044（200）2156
- 5 申出書の提出期限
年 月 日（ ）まで（ 月 日消印有効）
- 6 ホームページからの申出について
「公聴会において意見を述べたい旨の申出」は次のホームページから行うことができます。
<https://>